

「建設業退職金共済手帳申込書」記入例

下記、(注意)2・3・4に該当しない者であることを確認のうえお申込ください。
 下記を参考に必要事項全てについてご記入ください。

「建設業退職金共済契約者証」の共済契約者番号をご記入ください。
 なお、新規契約と同時申込の場合はご記入せずに、「共済契約申込書」と一緒にご提出ください。

会社名称・代表者名をご記入ください。

被共済者氏名のフリガナは必ずご記入ください。

フリガナや生年月日はご本人にご確認のうえお間違いのないようにご記入下さい。

様式 第 002 号 KN
 ダウンロード専用用紙

建設業退職金共済手帳申込書

申込者について、下記の(注意)欄2・3・4に該当しない者であることを確認のうえ、共済手帳の交付を申し込みます。
 建設業退職金共済事業本部 殿 平成 26 年 7 月 1 日

共済契約者番号 **6 3 9 8 7 6 5** 今回申請人数 人 / 枚目

住所 〒 **1 7 0 - 8 0 5 5**
東京都豊島区東池袋1-24-1

ご担当部署 **総務課**
 役職・氏名 **植木 一夫**
 電話番号 **03(6731)2849**
 FAX番号 **03(6731)2895**

申請者 名称・代表者名 **建設工業株式会社 代表取締役 建設 太郎** (印)

申込書の提出年月日をご記入ください。

右欄については、総枚数を、左欄には何頁目かをご記入ください。

代表取締役印、個人企業の場合は代表者の印を押印してください。

注) 申込者が6人以上の場合(申込書が複数枚にわたるとき)は、2枚目以降は契約者番号と枚数のみをご記入下さい。

フリガナ	被共済者となる者の住所	生年月日	性別	職種番号
被共済者となる者の氏名				
記入例 ニッポン タロウ 日本 太郎	〒 1 0 5 - 0 0 1 1 港 (区)市・郡 芝公園9-9-9	昭 <input checked="" type="checkbox"/> 年 月 日 平 <input type="checkbox"/> 3 0 0 4 0 4	男 <input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/>	6
1 ケンセツ ハナコ 建設 花子	〒 1 2 3 - 0 0 2 2 品川 (区)市・郡 駅前通4-5-6	昭 <input checked="" type="checkbox"/> 年 月 日 平 <input type="checkbox"/> 4 0 1 2 0 7	男 <input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/>	4
2 ツチキ ケンタ 土木 建太	〒 2 2 0 - 0 0 3 3 川崎 (区)市・郡 青葉78-2-C-901	昭 <input type="checkbox"/> 年 月 日 平 <input checked="" type="checkbox"/> 0 2 0 8 2 2	男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	16 防水工
3				
4				
5				

被共済者となる方の主な職種を下の「職種番号一覧」から1つ選んで番号をご記入ください。
 なお、該当しない場合は、「その他」の16番とし、**具体的な職種名を明記してください。**

被共済者宛に加入通知(ハガキ)を発送いたしますので、**郵便番号、番地、部屋番号をもれなくご記入ください。**
 なお、都道府県名は省略してご記入ください。

「職種番号一覧」 上記の職種番号欄には、次の該当する番号を選び記入して下さい。

- | | | | | |
|---------------|--------|---------|----------|------------------------|
| 1. 大工 | 5. 舗装工 | 8. 左官 | 11. 建具工 | 14. 機械運転工 |
| 2. 鳶職 | 6. 鉄筋工 | 9. 屋根工 | 12. 室内装飾 | 15. 植木職 |
| 3. 軽作業員 | 7. 鉄骨工 | 10. 板金工 | 13. 電工 | 16. 造園工 |
| 4. 普通作業員(土工含) | | | | その他(具体的な職種名を記入してください。) |

(注意)

- 太線内の必要事項を記入して、事業所所在地の建退共支部に提出して下さい。
- 事業主、役員報酬を受けている方、及び本社等の事務専用社員は加入できません。
- 中小企業退職金共済・清酒製造業退職金共済・林業退職金共済の各制度の加入者は、建退共に加入できません。
- すでに建退共に加入している方は、重複して加入することはできません。
- 上記2、3、4に該当し、掛金を誤納した場合には、納付額のみ返還となります。
- 被共済者が辞めたり他の事業所へ移る場合は、それまでの証紙を貼付のうえ必ず本人へ共済手帳をお渡しください。